

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	（共同参画社会推進課）	一
○救急医療機関の認定	（医療整備課）	一
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	（農村振興課）	一
○保安林の指定の予定	（森林整備課）	二
○保安林の指定実施要件の変更	（同）	二
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	二
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告	（水産業振興課）	三
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（教育庁高校教育課）	五
教育委員会		
○教育委員会定例会の開催		七
公安委員会		
○地域交通安全活動推進委員の委嘱		八
労働委員会		
○平成十八年宮城県労働委員会告示第一号（地方公営企業等の労働関係に関する法律第五条第一項の規定に基づく認定）の廃止		一五

告 示

○宮城県告示第七十三号
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人

の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 子育て応援団ひよこ

代表者の氏名 松木 浜子

二 主たる事務所の所在地 名取市那智が丘二丁目十三番地の十一

三 定款に記載された目的 この法人は、名取市内・宮城県内の子ども及び家族福祉に関わる団体、

機関のネットワークを作り、地域の子育て環境の改善と子どもを養育する家庭支援及び児童福祉の向上を図ることを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年二月二十三日

○宮城県告示第七十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十三年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
栗原市立若柳病院	栗原市若柳字川北原畑二丁目三四	平成二十三年三月一日	平成二十六年二月二十八日

○宮城県告示第七十五号

県営津山地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年三月八日から平成二十三年四月五日まで

三 縦覧場所

登米市役所、登米市津山総合支所

○宮城県告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒沼倉放森七九、八一、八二、八四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

沼倉放森八一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

角田市江尻字巻前一の一

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

角田市横倉字馬場内五四、小田字斗蔵九九

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 次の図「及び」次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び角田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十三年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
平成二十三年三月四日
二 商号又は名称等

株式会社伊藤工務店 伊藤 憲弘	株式会社伊藤工務店 伊藤 憲弘	株式会社伊藤工務店 伊藤 憲弘	株式会社伊藤工務店 伊藤 憲弘	株式会社伊藤工務店 伊藤 憲弘	株式会社伊藤工務店 伊藤 憲弘	株式会社伊藤工務店 伊藤 憲弘	株式会社伊藤工務店 伊藤 憲弘
塩竈市港町二丁目十五・三十八	塩竈市港町二丁目十五・三十八	塩竈市港町二丁目十五・三十八	塩竈市港町二丁目十五・三十八	塩竈市港町二丁目十五・三十八	塩竈市港町二丁目十五・三十八	塩竈市港町二丁目十五・三十八	塩竈市港町二丁目十五・三十八
特・二十七 第百六十号	特・二十七 第百六十号	特・二十七 第百六十号	特・二十七 第百六十号	特・二十七 第百六十号	特・二十七 第百六十号	特・二十七 第百六十号	特・二十七 第百六十号
一部廃業 特定建設業 管工事業	一部廃業 特定建設業 管工事業	一部廃業 特定建設業 管工事業	一部廃業 特定建設業 管工事業	一部廃業 特定建設業 管工事業	一部廃業 特定建設業 管工事業	一部廃業 特定建設業 管工事業	一部廃業 特定建設業 管工事業
平成二十三年 二月八日	平成二十三年 二月八日	平成二十三年 二月八日	平成二十三年 二月八日	平成二十三年 二月八日	平成二十三年 二月八日	平成二十三年 二月八日	平成二十三年 二月八日

株式会社アサヒ・テクノサービズ 澤口 益雄	株式会社アサヒ・テクノサービズ 澤口 益雄	株式会社アサヒ・テクノサービズ 澤口 益雄	株式会社アサヒ・テクノサービズ 澤口 益雄	株式会社アサヒ・テクノサービズ 澤口 益雄	株式会社アサヒ・テクノサービズ 澤口 益雄	株式会社アサヒ・テクノサービズ 澤口 益雄	株式会社アサヒ・テクノサービズ 澤口 益雄
仙台市青葉区栗生三丁目十二・一〇・一	仙台市青葉区栗生三丁目十二・一〇・一	仙台市青葉区栗生三丁目十二・一〇・一	仙台市青葉区栗生三丁目十二・一〇・一	仙台市青葉区栗生三丁目十二・一〇・一	仙台市青葉区栗生三丁目十二・一〇・一	仙台市青葉区栗生三丁目十二・一〇・一	仙台市青葉区栗生三丁目十二・一〇・一
般・二十一 第百五十三号	般・二十一 第百五十三号	般・二十一 第百五十三号	般・二十一 第百五十三号	般・二十一 第百五十三号	般・二十一 第百五十三号	般・二十一 第百五十三号	般・二十一 第百五十三号
全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事業 水道施設工事業
平成二十三年 二月十日	平成二十三年 二月十日	平成二十三年 二月十日	平成二十三年 二月十日	平成二十三年 二月十日	平成二十三年 二月十日	平成二十三年 二月十日	平成二十三年 二月十日

公 告

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油（JIS一種二号） 百四十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十三年四月二十八日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻港新宮城丸

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 開札日時までに物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

なお、物品調達等に係る競争入札参加資格がない者で入札参加を希望する者は、物品調達等の競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三)へ平成二十三年四月四日までに申請し、入札参加資格を取得することができる。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)(が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)(である場合又は暴力団員が経

営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品を船舶に相当数納入した実績を有すること。

(一) 当該納入実績を証する書類を平成二十三年四月五日までに三の1に掲げる場所に提出すること。

(二) 開札日までの間において、入札執行者から(一)の書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課調整班(担当 折居仁 電話〇二二・二二一・二九三四)

2 入札説明書の交付期間 平成二十三年三月十一日から平成二十三年四月五日まで

3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年四月五日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類

に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等
(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十三年四月十八日午前九時から平成二十三年四月十九日午後五時まで
(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十三年四月十九日午後五時まで
ロ 提出場所 1 同。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。)にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所までとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十三年四月二十日午前十時 宮城県行政庁舎十階 農林水産部会議室

四 入札に参加することができない者

1 一に定める資格を有しない者及び三の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十一年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則平成二十二年宮城県規則第十九号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Item(s) to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No. 2) 140 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : April 28, 2011, 9 : 00 a.m.

3 Place of Delivery : Shin-Miyajimaru, Port of Ishinomaki, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : April 19, 2011

5 Contact Person : Hirosi Ori, General Affairs Section, Fisheries Industry Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, TEL : 022-211-2934

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年三月八日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる 宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市飯野坂二丁目百三十二番一、百四十番三、
四百三十六番及び百四十二番三の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 仙台市泉区みずほ台三番十号 株式会社 リバーフィールド

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 A重油(JIS一種二号) 二百二十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十三年四月十九日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻漁港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 七十キロリットル 平成二十三年五月 百七十キロリットル 平成二十三年八月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であらう。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(イ) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(ロ) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係

者」という。)の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該物品とほぼ同等量を船舶に数回以上納入した実績を有すること。

9 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十三年三月二十八日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁高校教育課調整班(担当 伊藤 康弘 電話〇二二・二二一・三六二一)

2 入札説明書の交付期限
平成二十三年三月二十八日午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年三月二十八日まで必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に於いて当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(イ) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十三年四月一日午前九時から平成二十三年四月十一日午後五時まで

(ロ) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十三年四月十一日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

八 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所までとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十三年四月十二日午前十一時 教育庁会議室（宮城県行政庁舎十六階）

四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured : Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No.2) 220 Kiloliters

2 Deadline for Delivery : April 19, 2011

3 Place of Delivery : Miyagimaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : April 11, 2011, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Yasuhiko Ito, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL: 022-211-3621

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十三年三月八日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日 時 平成二十三年三月十六日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

- 1 教育功績者表彰について
- 2 宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について
- 3 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について
- 4 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について
- 5 職員の人事について
- 6 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について
- 7 教育財産管理規則の一部改正について
- 8 （仮称）「学び土台づくり」推進計画について
- 9 県立学校の管理に関する規則の一部改正について
- 10 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

四 傍聴者の定員 十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

〒982-0801 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
公安委員会七線路警察署(電話011-111-1111)

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第26号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)第1条第2項の規定に基づき、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱したので告示する。

平成23年3月8日

宮城県公安委員長 畠山 英子

活動区域	氏名	住所
	安彦 仁	仙台市青葉区五橋1丁目6-11
	小野寺 厚生	仙台市青葉区北目町5-13
	狩野 好明	仙台市青葉区本町3丁目7-13
	川合 悦子	仙台市青葉区大町2丁目8-28
	熊谷 綾子	仙台市青葉区荒巻字青葉260
	小出 恵美子	仙台市青葉区上杉3丁目1-23
	幸田 良子	仙台市青葉区国分町1丁目4-15-1303
	佐藤 さい子	仙台市青葉区大町2丁目11-34
	佐藤 雅英	名取市手倉田字八幡333-5
	佐藤 隆三	仙台市青葉区五橋2丁目5-3-1201
	四嶋 亮松	仙台市青葉区本町1丁目9-10
	菅原 英空	仙台市青葉区上杉4丁目4-50

管轄区域	氏名	住所
	鈴木 恒子	仙台市青葉区川内電回北裏丁9-2
	高橋 勝彦	仙台市青葉区米ヶ袋1丁目7-34
	高橋 貞敏	古川市新堀字前田11-3
	田口 司郎	仙台市宮城野区岩切字羽黒前122-20
	竹田 隆	仙台市青葉区土樋1丁目7-14-601
	千葉 寿美子	仙台市青葉区国分町2丁目9-1-601
	畠山 悦夫	仙台市青葉区一番町3丁目10-17
	早川 清俊	仙台市青葉区一番町3丁目1-24
	大長根 嘉雄	仙台市泉区高森7丁目16-2
	三浦 勝男	仙台市青葉区上杉3丁目1-46
	谷地田 忠雄	仙台市青葉区一番町1丁目11-31-501
	大泉 喜保	名取市那智が丘2丁目5-7
	大久保 勝彦	仙台市若林区荒浜字中丁13-1
	壹岐 和人	仙台市太白区中田1丁目17-15
	伊東 義政	仙台市若林区南小泉4丁目20-23
	小野 弘勇	仙台市太白区四郎丸字大宮26-1市住5-402
	加藤 金一	仙台市太白区中田3丁目9-5
	菊地 和子	仙台市太白区郡山字穴田東17-3
	佐藤 功	仙台市太白区長町2丁目10-34
	小野寺 八重子	仙台市太白区向山3丁目21-18

竹内 軍治	仙台市宮城野区白鳥2丁目8-14
竹之内 昭三	仙台市宮城野区新田3丁目7-17
富内 つや子	仙台市宮城野区鶴ヶ谷6丁目11市住5 A14-14
福来 昭男	仙台市宮城野区福田町2丁目20-12
本郷 清次	仙台市宮城野区鶴ヶ谷3丁目1-9
三浦 孝子	仙台市宮城野区原町2丁目4-9
三浦 昇	仙台市宮城野区岩切字三所北90-7
村上 忍	仙台市宮城野区東仙台5丁目35-32
渡邊 吉雄	仙台市宮城野区東仙台6丁目5-40
浅野 久子	仙台市泉区高森1丁目1-326・603
石川 久	仙台市青葉区台原3丁目37-15
小野寺 ヨシエ	仙台市泉区鶴が丘3丁目10-18
鴨田 和子	仙台市泉区将監2丁目3-1
菊池 相友	仙台市泉区松陵2丁目33-6
今 幸彦	仙台市泉区鶴が丘2丁目11-15
齋藤 七子	仙台市泉区松陵2丁目11-5
澁谷 善見	黒川郡富谷町鷹乃杜1丁目9-23
進藤 隆	仙台市泉区加茂4丁目18-12
鈴木 すづ子	仙台市泉区鶴が丘4丁目5-5
鈴木 吉實	仙台市泉区将監8丁目13-2

竹内 良子	仙台市泉区高森1丁目1-326-501
竹澤 繁義	亶理郡亶理町吉田字板橋109-1
奈須野 哲男	仙台市泉区大沢2丁目9-1
林 守久	仙台市泉区松陵5丁目8-15
星 忠志	仙台市泉区加茂1丁目23-10
村山 とき子	仙台市泉区松陵4丁目44-6
矢吹 れい子	仙台市泉区泉ヶ丘3丁目2-4
石橋 功	多賀城市笠神2丁目13-40
鈴木 文彦	宮城郡利府町神谷沢字化粧坂82-1
小沢 源治	宮城郡利府町森柳字新町浦48
鎌田 勝衛	宮城郡利府町加瀬字柳葉1-1
穴戸 勇悦	宮城郡松島町磯崎字待井30-3
菊地 英雄	多賀城市笠神1丁目18-47
櫻井 やえ子	多賀城市南宮字町20
佐藤 清	宮城郡松島町高城字動伝-45-2
佐藤 久	塩竈市野田1-16
佐藤 英徳	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字細田14-26
柴原 英紀	塩竈市舟入1丁目6-8
鈴木 邦彦	多賀城市八幡4丁目7-5
鈴木 敬司	塩竈市浦戸桂島字庵寺19-1

塩 竈 警 察 署 管 轄 区 署 域

鈴木 敏之	塩釜市宮町 4 - 22
富田 喜義	多賀城市桜木 2 丁目 7 - 34
渡辺 亨	宮城郡七ヶ浜町喜浦田浜字化粧石 50
相澤 十四男	名取市名取が丘 3 丁目 2 - 5
井上 敏子	岩沼市字荒井 88 - 18
大友 喜久夫	名取市愛島小豆島字賀崎 227 - 1
佐々木 圭亮	名取市関上 2 丁目 5 - 6
加藤 次夫	岩沼市平等 1 丁目 2 - 4
佐藤 圭子	名取市上余田千刈 2
越河 政子	名取市本郷字大門 56
佐藤 勲	岩沼市下野郷字藤曾根 34
鈴木 敏子	岩沼市土ヶ崎 1 丁目 6 - 56
田下 泰雄	名取市ゆりが丘 2 丁目 17 - 2
引地 京子	岩沼市寺島字川向 45 - 29
吉田 健吉	岩沼市南長谷字海道南 9
高橋 充子	黒川郡大郷町粕川字鶴野 47
石川 静恵	黒川郡大衡村大瓜字杏掛 81
和泉 剛	黒川郡大衡村駒場字下横前 7
内ヶ崎 武	黒川郡富谷町富谷字西沢 115 - 18
菊池 武秀	黒川郡大郷町不来内字内畑 21 - 1

岩
沼
警
署
轄
区
界
域

大 和 警 署 轄 区 界 域	工藤 海人	黒川郡富谷町鷹乃杜 4 丁目 28 - 5
	菅原 智美	黒川郡大和町小野字白久保 64
	澁谷 照雄	黒川郡大和町落合相川字塚越 47
	鈴木 忠夫	黒川郡富谷町東向陽台 2 丁目 8 - 21
	高橋 八重子	黒川郡大和町吉岡字権現堂 11
	高橋 雪枝	黒川郡大和町吉岡字館下 140 - 1
	平間 時子	黒川郡富谷町鷹乃杜 2 丁目 17 - 9
	石垣 芳温	石巻市広瀬字荒神前 27
	大國 龍笙	石巻市大宮町 5 - 45
	岡田 勝志	東松島市野蒜字下沼 104
	梶原 忠雄	石巻市大街道東 1 丁目 10 - 55
	狩野 三男	東松島市大曲字員田 8 - 12
	刈田 義三	牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神 158
	飯塚 利也	牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿 81 - 82
	菊地 良大	東松島市矢本字大林 37
	浄沼 輝之	石巻市沢田字小友山 17 - 10
	坂下 勇	石巻市須江字糠塚 85
	堀内 みよ	石巻市大街道北 4 丁目 4 - 1
	大田 和子	石巻市蛇田字土和田 3 - 3
石 巻 警 署 轄 区 界 域	佐藤 正志	石巻市日和が丘 3 丁目 7 - 23

河 管 北 轄 警 察 署 域	櫻 井 みえ子	石巻市 小船越字舟形 89
	武 田 敏 雄	石巻市 橋浦字 上大須 126
	千 葉 晋 作	石巻市 桃生町 新田字 西町 43
	千 葉 初 男	石巻市 北上町 十三浜字 東田 56
	永 沼 孝 浩	石巻市 雄勝町 上雄勝 1 丁目 30
	阿 部 新	本吉郡 南三陸町 志津川字 大畑 56
	阿 部 宗 則	本吉郡 南三陸町 入谷字 中の町 196 - 6
	加 藤 有 子	本吉郡 南三陸町 戸倉字 上沢前 163 - 3
	高 橋 才 二 郎	本吉郡 南三陸町 歌津字 番所 75 - 1
	千 葉 邦 夫	本吉郡 南三陸町 志津川 入谷字 桜沢 222 - 14
千 葉 と も 子	本吉郡 南三陸町 歌津字 田の浦 169 - 1	
相 澤 裕	大崎市 鹿島台 平渡字 西新屋敷 前 7 - 18	
伊 藤 敦	大崎市 古川 七日町 3 - 2	
大 場 晃	大崎市 田尻 沼部字 新高岡 18	
大 場 政 由	大崎市 三本木 字 北町 53	
尾 形 栄 喜	大崎市 松山下 伊場野字 砂押 29 - 2	
尾 上 正 治	大崎市 古川 新田字 大西 1 - 11	
鎌 田 正 子	大崎市 三本木 蟻ヶ袋字 山畑 45	
小 堤 和 彦	大崎市 鹿島台 木間塚字 鳩ノ巣 103 - 34	
古 管 川 轄 警 察 署 域	千 葉 勝	大崎市 古川 荒谷字 竹ノ花 16

遠 田 轄 警 察 署 域	佐 々 木 寿	大崎市 古川 宮沢字 荒町 82 - 1
	佐 々 木 克 美	大崎市 古川 塚目字 屋敷 145
	伊 藤 順 子	大崎市 田尻 蕪栗字 小沢田 52 - 6
	千 葉 和 朗	大崎市 古川 栄町 19 - 12
	寺 嶋 英 宏	大崎市 古川 下中目字 経壇 221
	中 澤 贊	大崎市 田尻字 町 41 - 2
	西 谷 清 一	大崎市 古川 北町 3 丁目 6 - 2
	伊 藤 安 治	遠田郡 美里町 字 鳥谷坂 二 11 - 26
	伊 藤 好 孝	遠田郡 美里町 二柳字 高玉 二 号 14 - 1
	大 子 田 勲	遠田郡 美里町 北浦字 東谷地 11 - 2
	内 海 政 雄	遠田郡 美里町 青生字 字 梅ノ木 67
	小 島 大 美 雄	遠田郡 涌谷町 字 淡江 22 - 2
	寺 口 充 俊	遠田郡 涌谷町 字 新町 裏 45 - 3
	佐 藤 養 一	遠田郡 美里町 北浦字 二又 下 49 - 3
穴 戸 三 千 孝	遠田郡 美里町 牛飼字 清水江 15 - 1	
日 野 康 弘	遠田郡 涌谷町 吉住字 馬追畑 27	
和 賀 稔	遠田郡 涌谷町 字 涌谷字 白鳥 103 - 3	
阿 部 俊 夫	栗原市 若柳字 川北畑 中 46	
岩 淵 幸 司	栗原市 栗駒 稲屋敷 字 屋敷 6 - 1	
小 野 寺 一 義	栗原市 栗駒 桜田 小袋 16 - 12	

若柳警察署 柳 轄 区 警 察 署 域	加藤 惠一	栗原市鷺沢袋五輪41
	菅原 隆雄	栗原市金成津久毛岩崎大沢田39
	菅原 均	栗原市若柳字福岡原畑35
	高橋 宗悦	栗原市鷺沢南郷飯ノ森25
	高橋 猛夫	栗原市若柳字川北片町84
	原田 君夫	栗原市金成有壁新町41 - 1
	伊藤 幸夫	栗原市築館薬師台 4 - 2
	大黒 昭夫	栗原市瀬峰桃生田27 - 3
	車塚 孝雄	栗原市築館薬師 3丁目 7 - 8
	清水 久司	栗原市一迫真坂字八幡100
	菅原 和子	栗原市志波姫北郷十文字56
	鈴木 莊司	栗原市築館薬師 3丁目 3 - 23
	鈴木 次男	栗原市築館字留場遠ノ木 1 - 3
菅野 上子	栗原市 清水上折木 18 - 2	
富田 幸子	栗原市志波姫八樽谷地171 - 2	
阿部 敬也	大崎市岩出山字栗川原100 - 32	
加藤 修	大崎市鳴子温泉字要書82 - 3	
佐々木 忻弥	大崎市岩出山池月字上宮根岸前16	
高橋 敏	大崎市岩出山字上真山新田63	
高橋 常政	大崎市鳴子温泉字新屋敷 1	

加美警察署 加 美 轄 区 警 察 署 域	高橋 久志	大崎市鳴子温泉字蓬田286
	遊佐 隆司	大崎市鳴子温泉字星沼21
	安倍 銜	加美郡色麻町黒沢字士利檀20 - 122
	三嶋 幸夫	加美郡加美町宮崎字町24
	工藤 正信	加美郡加美町字鹿原下北村11
	菅原 英紀	加美郡加美町字藁106 - 1
	板垣 謙治	加美郡加美町字赤塚185 - 1
	一條 新	加美郡加美町字上野目大宮19
	伊藤 良博	加美郡加美町鳥屋ヶ崎字倉沢道下42 - 1
	山吹 昭男	加美郡色麻町四電字二反田16 - 2
	角田 哲男	柴田郡大河原町金ヶ瀬字町96
	齋藤 和江	柴田郡村田町大字村田字町47 - 1
	石井 利江	柴田郡川崎町大字前川字松葉森山12 - 6
	佐藤 弘子	柴田郡柴田町船岡新栄 5丁目 8 - 9
	菅原 邦子	柴田郡川崎町大字今宿字前畑 7
武山 玉枝	柴田郡大河原町字南桜町13 - 13	
中森 保夫	柴田郡柴田町大字上名生字前川181 - 3	
平間 一紀	柴田郡柴田町榎木新町 1丁目 6 - 13	
布田 一雄	柴田郡村田町大字小泉字川原田93 - 1	
佐々木 文子	柴田郡川崎町大字小野字赤萩屋敷 5 - 1	

大河原警察署
大 河 原 轄 区 警 察 署 域

白 石 警 署 警 区 署 城	高山 順子	柴田郡村田町大字村田字大槻下34 - 1
	横山 正幸	柴田郡大河原町金ヶ瀬字原82
	我妻 一男	白石市字延命寺北16 - 1
	金峯 照美	刈田郡蔵王町遠刈田温泉仲町1
	上西 則子	白石市字本町39
	小室 ひで子	白石市福岡長袋字久保3 - 8
	坂井 盛二	白石市田町1丁目1 - 2
	佐藤 勝利	白石市越河五賀字太郎坊2
	佐藤 晴代	白石市鷹巣東三丁目17 - 21
	佐藤 裕子	刈田郡蔵王町大字円田字道上山7 - 2
	高橋 芳男	白石市斎川字鶴巻40
	二瓶 一弘	刈田郡七ヶ宿町字根添13 - 1
	布田 敏男	刈田郡蔵王町宮字町51
角 田 警 署 警 区 署 城	井上 貞子	角田市角田字寺前100
	佐藤 利美	丸森町大振大蔵字中ノ内125
	大田 サト子	角田市角田字天神1 - 3
	小川 喜美子	伊具郡丸森町館失間館山字沖71 - 1
	佐藤 賢二	角田市藤田字馬場167
岡崎 富男	角田市江尻字太田切102	
廣岡 久男	角田市角田字南113	

白 石 警 署 警 区 署 城	古川 正子	伊具郡丸森町字石羽1
	横山 栄喜	伊具郡丸森町大内字西畑94 - 1
	阿部 和子	亶理郡亶理町字南町29
	岩佐 一郎	亶理郡山元町真庭字原58 - 2
	片岡 忠吉	亶理郡亶理町吉田字流146 - 149
	古積 一彦	亶理郡亶理町荒隈牛袋字天王122 - 1
	齋 高良	亶理郡亶理町逢隈牛袋字天王122 - 1
	鈴木 敏夫	亶理郡亶理町字箱南56 - 3
	高橋 あつ子	亶理郡亶理町字祝田16
	平田 宗睦	亶理郡山元町山寺字山下35
武者 新一	亶理郡山元町 瀬字合靴原72 - 23	

労働委員会

○亶理郡労働委員会本部部長 一 郎
 平成十八年亶理郡労働委員会本部本部（地方公共団体企業等の労働関係に関する法律第五十二条第一項の
 規定に基づき（議定））が、平成二十三年三月三十一日現在、以下のとおりである。

平成二十三年三月八日

亶理郡労働委員会

会 長 堀 原 興 泰